

物品販売等 許可申請書

茨木市文化・複合施設おにクル指定管理者
おにクルみらい GM 宛

受付	承認

申請日	年 月 日
-----	-------

申請者	住所 〒 -
	団体名 責任者氏名
	担当者

主催者 (団体・個人)	
催事名	
実施年月日	年 月 日() ~ 月 日()
販売場所	ゴウダホール (ホワイエ・ホール内・その他) きたしんホール (ホール内・他) きたしんプラネタリウム オープンスペース・芝生広場() その他諸室() ※会議室2等は不可
販売目的	()を目的とした販売 (注意事項)おにクルでは、下記基準に基づき施設利用に伴う販売許可を行います。業としてのみの販売は許可できません。 ①中心市街地の活性化に繋がるマルシェ等、文化・産業振興、各種啓発、支援等、市の施策に沿った主旨の販売 ②ホールでの公演、公演会に付随するグッズ、書籍等の販売
販売物品 ※別紙添付可	
販売価格帯 ※別紙添付可	販売形態 ※出店数、出店料など

・実施にあたっては、下記の注意事項を遵守の上、安全管理に十分に配慮して下さい。

《注意事項》

- ①販売行為および販売商品に関する責任は申請者にあります。当館では責任は負いませんのでご了承ください。
なお、不特定多数への飲食物の販売時は、必要に応じて利用者様にて保健所の許可を得て下さい。
- ②販売場所の具体的な設営にあたっては、通路の確保、必要な養生等スタッフの指示に従ってください。
- ③会議室2、音楽スタジオ、音響映像製作室、楽屋など閉鎖空間(周囲から見えない状態)での商品販売はできません。

おにクルでは、許可なく商品等の販売、契約行為をすることはできません。

また、企業活動など「業」としてのみの販売、契約行為等と考えられる催事は、原則として許可できません。

＜館内共通＞

・以下①～⑤に該当する場合は許可できません。またこれに該当しなくても、内容によっては許可しない場合もあります。

- ①毛皮、宝石・貴金属、ペット、不動産、書画等の販売
- ②目安として5千円を超える商品、2千円を超える飲食物など単価が高額な場合は原則として許可できません。
- ③公序良俗に反すると考えられる商品(周囲に不快感を与えるものなどの迷惑行為)
- ④連鎖販売、催眠商法等、教材販売、定期購読、継続購入などを助長する勧誘および契約行為 等
- ⑤同一団体による高頻度で定期的な販売行為(同一曜日、同一時間で頻繁に繰り返し開催する場合など)。

※ご記入いただいた個人情報は施設利用に伴う業務のみに使用いたします。

《申請・精算までの手続きの流れ》

